

令和 3 年第 8 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 3 年 8 月 2 7 日)

召集年月日 令和3年8月27日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和3年8月27日 午後3時58分

閉会 令和3年8月27日 午後4時20分

出席委員（11名）

1番 松井厚雄	2番 渡邊典子	3番 松尾 豊
4番 桑田一広	5番 塩野鐘吉	6番 菅原節夫
8番 古池洋子	9番 岩崎誠一	10番 早川和夫（会長）
11番 谷口浅雄	13番 瀧下光生	

欠席委員（2名）

12番 細川正博	14番 田中久博
----------	----------

出席事務局

局長 奥 治房	書記 藤原昭洋
	早川与志樹
	谷口有利子

提出議案

議案第20号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について
--------	-----------------------------------

議題第21号	大飯農業振興地域整備計画の変更について
--------	---------------------

報告第3号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請取下げについて
-------	--

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、12番 細川委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案及び1報告を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和3年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 松尾委員さんと13番 瀧下委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第20号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第20号資料説明)
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

菅原委員 はい、議長。
本案につきましては20日に古池委員と現地を確認いたしました。
申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第21号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

本件は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第21号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が、家族とともに居住する住宅を建築するにあたり、当該農地が農用地のため、大飯農業振興地域整備計画の変更を行うものです。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第21号資料説明)

本件は、局長説明のとおり、現在〇〇在住の申請人が、実家のある〇〇地区に〇と〇とともに居住する住宅を当該農地に建築するにあたり、農用地から除外するための申請です。

申請地は大飯農業振興地域整備計画において農振農用地に指定されており、先に農振農用地の除外が認められた上で農地転用の申請が可能となります。

当該農地は、この除外が認められますと、土地改良により造成された農地であるため、第1種農地となります。また、申請人は集落に実家があり、申請地は集落の住宅地につながっていることから、第1種農地の許可基準である、「住宅に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という条件を満たすこととなります。よって、農用地からの除外を行うものでございます。

なお、各機関からこの除外について同意されますと、その後県との協議により、農用地からの除外手続きが完了し、住宅建築の転用申請が提出されることとなります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員

はい、議長。

こちらは20日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地には隣地に農地がございましたが、計画によりますと、当該農地との境界には擁壁を設置することによって、周辺農地の営農への影響はないものと思われれます。また、整備規模も450㎡と住宅建築という規模としては妥当なものにとどめられております。これらのことから、実家のあるこの地域に住宅を建築するため、農用地区域から除外することはやむを得ないものと判断いたします

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員

農用地除外には一般的にどのくらいの期間がかかるのか。

藤原書記

今回の件ですと、早くて来月には5条申請の審議が可能ですが、県との協議の進捗状況によります。縦覧が開始されれば転用申請の受理が可能になります。

議 長

ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第21号 大飯農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なしとして回答することといたします。

[日程 4]

議 長

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請取下げについて を議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長

はい、議長。

報告第3号は、先月の第7回おおい町農業委員会においてみなさまに審議していただきました、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の農地に〇〇の〇〇〇〇氏が住宅を建築する転用申

請について、委員会審議後に取下げの申請があったため、その報告でございます。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案朗読)

こちらにつきましては、先月7月27日の第7回おおい町農業委員会において審議され、許可相当の意見を付して福井県に進達するものと決定していただきましたが、県に進達後、許可書の発行を待っている段階で、申請人より、住宅建築の計画を取りやめたいとの申出があり、この取下げを受理いたしましたのでご報告させていただきます。

なお、譲受人であった〇〇氏の家族が当該農地を別の用途で使用する計画があるとのことを聞いておりますので、今後転用申請が提出された際には確実に実施する意思があることを改めて確認したうえで受理いたしますので、委員の皆様にはご了承くださいますようお願いいたします。

議長

それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。